

議第218号議案監査委員選任議案への反対討論（最終版）

2016年6月28日

遠藤いく子

議第218号の人事案は、本定例会冒頭議長辞職に伴う議長選が行われ、監査委員を務めていた方が自民党・県民会議の議長候補となり当選を果たしたことにより、欠員が生じたことによるものです。

日本共産党県議団は、監査委員のうち二人を議会選出としている現行制度を改めて、一人にすべきと主張してきました。今回は議長辞職による特殊な経緯があるものの、監査の在り方や構成を改めて検討すべきと考え、本議案に同意できません。反対して討論いたします。

宮城県において議選監査委員を一人と提案する理由を二つ述べます。

一つは本県の特殊事情によるものです。平成7年食糧費やカラ出張問題で議会改革検討委員会が設置され、不正を見抜けなかった原因の一つとして県庁OBが慣習的に監査委員となってきたことが議論され、この点はすでに改善されました。

また、平成8年の議会改革検討委員会報告書には、「監査委員制度の充実強化が図られることを条件に、現行の2名選出から一名とすることを考慮するとの意見が多数を占めた」との結論が明記され、「報告書の結果を踏まえ、速やかに改善されるよう期待する」と報告されています。

この方向性は最近の全国的な動向とも合致しているというのが、同意できない二つ目の理由です。第29次地方制度調査会答申（平成21年6月16日）では、「今後の基礎自治体及び監査・議会制度の在り方に関する答申について」で、以下の点を指摘しています。

監査機能の充実・強化について「地方行政に対する住民の信頼を確保し、透明性のあるものとしていくためには、地方公共団体自らのチェック機能を高めていくことが重要である」。また、当該地方公共団体からの監査委員の独立性の確保を強調し、いわゆる議選委員については短期で交代する例が多いことや、議選委員も地方公共団体の内部にある者である等の指摘がなされています。

このため「選任方法を議会の選挙によることに改め、長からの監査委員の独立性を確保することが適当である」さらには「議会の選挙の際の候補者の選考方法についても、地方公共団体の判断で公募ができるようにする」との意見もありました。そして「議会からも独立した存在とする」ため「議選委員を廃止し、議会は当該地方公共団体の行政全般にわたって幅広い見地から執行機関をチェックするという本来の機能を果たしていくべきとの意見が多くみられた」とも述べています。

さらに答申では、「議選委員を廃止しないのであれば、監査委員の構成につい

て、現在都道府県及び政令で定める市における議選委員は二人以内とされているが、これを一人以内とすべき」との意見があったことも紹介しています。

また「議選委員が二人以内とされている団体においては議選委員を一人とすることや、条例により識見を有する委員を増やすなどの」取り組みが現行制度のもとで行われており、「制度の範囲内においても、専門性を強化する」取り組みが行われることが期待されると述べています。

このように、議選委員を一人とすることは、改革の核心をなす問題になっています。政治とカネの問題をはじめ県民は民主的で効率的な行政運営や議会活動について厳しい目でみており、その声に応える責務があります。平成23年3月の質疑で知事は「議会の皆様が一人でいいということであるならば、条例改正案提出もやぶさかではない」と答えていました。議会改革の原点に立ち、安易に補充するのではなく、宮城県議会として改善に踏み出すことを求め、日本共産党県議団を代表しての討論といたします。